

町民の声への対応状況

平成 28 年 11 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
11 月 14 日	被災建築物応急危険度判定について 「町民の声」の庁内共有について	地震発生以降各種対応お疲れさまです。 地震により建物に被害が発生し危険度判定の巡回が町内で行われました。 「10月28日で被災建築物応急危険度判定は終了しました。この調査は被災した建物が、その後の余震により倒壊、部材の落下などの危険があるかどうかを情報提供し、2次災害を防止することを目的としています。」とホームページに記載がありますが、東新田場については確認がなされていないとの事です。地区住民から被災・罹災申請が行われ、屋根の修復を行われている家もあり道路に面した瓦が落ちそうな家もあります。このような状況で危険度判定を行わなくて良いとの判断はどのように行われ	被災建物応急危険度判定についてのご質問にお答えします。この判定は、ご質問の中にあつたとおり、被災建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる2次的災害を防止することを目的に行うものです。判定結果は、建築物のみやすい場所に表示され、所有者等はもとより付近を通行する方へも建築物の危険性について情報提供することになっています。一般的には、建築物の安全性を確保する責任はその所有者等にあり、それは地震により被災した場合でも同様ですが、被災時にその安全性を自ら確認するのは現実的に困難であることから、住民の安全確保のため、町が震災直後の応急対策の一環として実施するものです。応急危険度判定を終了した判断はどのように行われたか とのご質問ですが、この度の地震では、まず、被害の大きかった、由良宿、西園、松神、下神など県道沿い北側を中心に判定をお願いしました。最初に調査に入った西園が1日では終わらない状況の中、他県から多くの判定士の応援をいただきながら（延べ195人）、その後は被害報告のあった家屋とその周辺、最後に全町を流すかたちで調査を終了しました。	税務課 住民生活課

		たのでしょうか？また今後 も対応される予定がないの か教えてください。 あわせて「町民の声」が 庁内でどのように共有され るのかも教えてください。	その結果、調査が行われていない地域があること も承知しておりますが、この応急危険度判定は地 震直後から1週間程度の短期間に行うものであ り、全町、全棟の実施は困難であることをご理解 いただきますようお願いします。 今後の実施の予定はないかとのご質問ですが、 震災から3週間が過ぎ、応急危険度判定の趣旨に そぐわないこと、また、現在はり災証明に係る被 害認定調査が行われ、住宅再建に向けて取り組ま れる段階であることから、実施の予定はありません。 この応急危険度判定は、「この建物が今後も 使用できるのか」といった観点での調査ではあり ませんので、その可否については建築士等の専門 家にご相談下さい。中部総合事務所内に「被災建 物修繕等総合相談窓口」が設けられていますので ご利用下さい。 「町民の声」の対応につきましては、次のとお りです。町民のみなさまからのご意見・ご要望等 につきましては、住民生活課で受付し、担当課へ 回答書作成を依頼します。担当課で作成され、町 長決裁を受けた回答書により、住民生活課からご 意見等のご提出者さまに回答します。その後、個 人情報等を除いて、町のホームページ及び役場等 に設置しております掲示板でご意見・ご要望とそ れに対する回答を公表することとしており、役場 内での情報共有はこれにより行っております。 (公表を希望されない場合は、ご本人様への回答 のみで、公表及び情報共有はしません。)	
--	--	---	---	--